

(一般枠)

3 商 第 7 2 9 号
令和 3 年 6 月 1 4 日

グループ補助金補助事業者 様

福島県商工労働部長
(公 印 省 略)

中小企業等グループ施設復旧整備補助事業における補助事業について (通知)

東日本大震災からの復興・創生期間 (第 1 期) は、令和 2 年度で終了しました。

このため、制度の取扱いが一部変わることが見込まれます。

つきましては、今年度、交付決定を受けたグループ補助金について、以下の点に留意するとともに、令和 3 年度に補助事業を完了してください。

記

- 申請する場合には、協議が必要となりますので、事前に県へご相談ください。
 - ※ 令和 3 年度以降については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、「中小企業等グループの再建支援については、復旧に必要な土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、事業者の責に帰さない事由によりこれまで復旧を行うことができなかった事業者に限り、支援を継続する。」ということが示されております。
- 事業は交付決定を受けた年度中に完了する必要があります。
- 今年度中に事業を完了するためには、交付決定後、早期に事業に着手していただく必要があります。
 - ※ 期限までに間に合わない場合、補助金のお支払いができない場合があります。
 - ※ 補助金のお支払い (精算払い) は、事業完了後となりますので、可能な限り早期に完了報告書を御提出ください。

(事務担当 経営金融課 グループ補助金 (東日本) 電話 : 024-572-7001)